

避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、
1. 世帯主には家族別離が生じていた期間、入院していた申立人には入院していた期間に係る日常生活阻害慰謝料（それぞれ3割の増額分）、2. 避難指示解除後1年が経過する平成29年7月まで月額1万5000円的生活費増加費用（自家消費の米・野菜分）、3. 避難によって自宅で葬儀をすることができなくなったことによる近親者の葬儀費用の増加分等が賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1，同X2，同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成28年12月〇日付けの被申立人答弁書記載の、申立人らと被申立人との間に争いがない別紙記載の損害項目及び期間について、一部和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金3408万円（別紙記載の和解金額合計）の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 継続協議

申立人ら及び被申立人は、本件に係る損害賠償金額を確定させるように引き続き本和解仲介手続における協議を続行する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら及び被申立人が各1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年6月6日

（仲介委員 友納治夫）

(別紙)

申立人 X1について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成23年3月11日～平成30年3月31日	8,520,000円	平成23年3月11日～平成23年3月31日:月額12万円×1ヶ月 平成23年4月1日～平成30年3月31日:月額10万円×84ヶ月
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		8,520,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	8,520,000円

(別紙)

申立人 X2について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成23年3月11日～平成30年3月31日	8,520,000円	平成23年3月11日～平成23年3月31日:月額12万円×1ヶ月 平成23年4月1日～平成30年3月31日:月額10万円×84ヶ月
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		8,520,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	8,520,000円

(別紙)

申立人 X3について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成23年3月11日～平成30年3月31日	8,520,000円	平成23年3月11日～平成23年3月31日:月額12万円×1ヶ月 平成23年4月1日～平成30年3月31日:月額10万円×84ヶ月
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		8,520,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	8,520,000円

(別紙)

申立人 X4について 平成〇〇年(東)第〇号事件			
損害項目	期間	金額	備考
検査費用(人)			
避難費用			
一時立入費用			
帰宅費用			
生命・身体的損害			
精神的損害(日常生活阻害慰謝料)	平成23年3月11日～平成30年3月31日	8,520,000円	平成23年3月11日～平成23年3月31日:月額12万円×1ヶ月 平成23年4月1日～平成30年3月31日:月額10万円×84ヶ月
精神的損害(滞在者慰謝料)			
就労不能損害			
営業損害			
検査費用(物)			
不動産の財物損害			
家財の財物損害			
その他			
一部和解 合計額(①)		8,520,000円	

未精算の仮払補償金(②)	
支払額(①-②)	8,520,000円

避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、
1. 世帯主には家族別離が生じていた期間、入院していた申立人には入院していた期間に係る日常生活阻害慰謝料（それぞれ3割の増額分）、2. 避難指示解除後1年が経過する平成29年7月まで月額1万5000円の生活費増加費用（自家消費の米・野菜分）、3. 避難によって自宅で葬儀をすることができなくなったことによる近親者の葬儀費用の増加分等が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1，同X2，同X3及び同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び対象期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項に掲げる損害項目及び対象期間に対する和解金として、金4158万9928円（別紙記載の和解金額合計）の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人らと被申立人は、被申立人が申立人らに対し、平成29年6月6日付和解契約書（一部）記載のとおり、本件の賠償金として、合計金3408万円を支払済みであることを相互に確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目及び対象期間について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年10月17日

（仲介委員 友納治夫）

損害項目		対象期間	金額
避難費用	避難交通費(申立人X1について)	H23.3.11～H25.1.7	¥58,000
	避難交通費(申立人X2について)	H23.3.11～H25.1.7	¥48,000
	避難交通費(申立人X3について)	H23.3.11～H25.1.7	¥49,000
	避難交通費(申立人X4について)	H23.3.11～H25.1.7	¥30,000
	一時立入交通費(申立人X1について)	H23.3.19～H25.1.19	¥404,000
	一時立入交通費(申立人X2について)	H24.5.4～H24.11.3	¥50,000
	一時立入交通費(申立人X3について)	H24.8.4～H24.9.16	¥20,000
	一時立入交通費(申立人X4について)	H24.8.4～H24.9.16	¥20,000
	家族間面会交通費	H24.7.14～H24.9.16	¥15,000
生活費増加分	光熱費	H24.1.1～H24.6.30	¥26,054
	宿泊謝礼	H23.3.16～H23.12.10	¥500,000
	米・野菜購入費	H23.3.11～H29.7.31	¥885,000
	衣類・日用品購入費	H23.3.18～H26.1.12	¥516,476
	通勤交通費(申立人X1について)	H23.4.24～H29.3.31	¥571,226
	通学交通費(申立人X3について)	H23.4.1～H24.3.31	¥145,191
	通学交通費(申立人X4について)	H24.4.1～H25.3.31	¥138,811
就労不能損害	(申立人X1について)	H23.4.1～H23.12.31	¥436,563
	(申立人X2について)	H23.4.1～H24.12.31	¥951,825
葬儀費用		H25.6.7	¥313,425
財物損害	仏壇	-	¥400,000
	井戸修理費用	H26.4.24	¥210,000
精神的損害	避難慰謝料(申立人X1について)	H23.3.11～H30.3.31	¥8,520,000
	避難慰謝料(申立人X2について)	H23.3.11～H30.3.31	¥8,520,000
	避難慰謝料(申立人X3について)	H23.3.11～H30.3.31	¥8,520,000
	避難慰謝料(申立人X4について)	H23.3.11～H30.3.31	¥8,520,000
	避難慰謝料増額分(申立人X1について)	H23.3.12～H23.12.10	¥300,000
	避難慰謝料増額分(申立人X3について)	H25.7.29～H25.8.31,H26.6.24～ H26.7.31,H26.9.17～H26.11.30	¥210,000
本件和解仲介に関する弁護士費用		-	¥1,211,357
和解金額合計			¥41,589,928
既払金			¥34,080,000
支払金額			¥7,509,928